

# 大和郡山市 給与特別徴収のしおり

連絡先 大和郡山市役所 税務課 市民税係  
〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248 番地 4  
電話：0743-53-1151（内線 281～283）

このしおりには、①～③の様式が付いています。①②は、本市ホームページにも掲載しています。

①給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 ②特別徴収義務者所在地・名称変更届出書 ③指定通知書

## 市民税・県民税特別徴収 納入書について

- ・金額等に変更がない場合は、記入していただく必要はございません。
- ・年の途中で税額変更等が発生し、納入金額に変更が生じた場合でも、新たに納入書はお送りしておりません。

【記載例：納入金額が 10,000 円から 11,000 円に変わり、かつ6月分の納入書を使って8月分を納める場合】

The image displays three forms side-by-side, illustrating how to adjust a tax payment when the amount changes from 10,000 yen to 11,000 yen and the payment is made for a later month (August) using a previous month's (June) payment book.

- Form 1 (領収証書):** Shows a payment of 10,000 yen for June. The '納入金額 (1)' (Payment Amount 1) is circled in red. A red line is drawn through it, and '11,000' is written in the '納入金額 (2)' (Payment Amount 2) column. The '合計額' (Total Amount) is also updated to 11,000.
- Form 2 (納入書):** Shows the same 10,000 yen payment for June. Similar to Form 1, the '納入金額 (1)' is circled in red and crossed out, with '11,000' written in the '納入金額 (2)' column. The '合計額' is updated to 11,000.
- Form 3 (納入済通知書):** Shows the payment for August. The '納入金額 (1)' is circled in red and crossed out, with '11,000' written in the '納入金額 (2)' column. The '合計額' is updated to 11,000.

### ①すでに印字されている市民税・県民税特別徴収税額が変更となる場合

- ・領収証書、納入書、納入済通知書すべての「納入金額 (1)」欄を横線で抹消し、「納入金額 (2)」欄に変更後の金額を右詰めで記入してください。「合計額」欄にも金額を記入してください。
- ・「¥」マークは記入しないでください。

### ②すでに印字されている納入月を訂正して納入する場合

- ・納入済通知書の「○年○月分」欄に納入年月、「指定番号」欄に指定番号を右詰めで必ず記入してください。

## 公金取扱い金融機関について

- ・公金取扱い金融機関は、領収証書の裏面に記載しておりますが、変更になった場合は、本市ホームページ等でお知らせします。

## 退職所得の分離課税に係る市民税・県民税の特別徴収について

- ・市民税・県民税は、所得の発生した翌年度に課税されますが、退職所得（退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与。以下「退職手当等」といいます。）の課税については、所得税と同様に、他の所得と分離して、退職手当等の支払われる月に特別徴収していただくことになっています。
- ・特別徴収していただいた退職手当等に係る市民税・県民税の金額は、納入書の「退職所得分」の欄に記入し、さらに納入済通知書の裏面の「市民税・県民税納入申告書」にも必要事項を記入し納入していただきますようお願いします。

## 納税義務者に異動があった場合

納税義務者が退職・転勤・休職または死亡等により給与の支払を受けなくなったときは、必ずその事由が発生した月の翌月 10 日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入し提出してください。

退職者や転勤者があった場合に、異動届出書を提出されないと、その方についての特別徴収義務が継続したままになり、督促状等が発送されます。

### 【転勤等により新しい勤務先で特別徴収を継続する場合】

納税義務者が転勤先または退職後の新勤務先において引き続き特別徴収を希望される場合には、必ず勤務先（新勤務先）の給与担当者と連絡を取り、新勤務先での特別徴収開始月と月割額を通知していただくとともに、異動届出書に特別徴収継続の旨と転勤先の給与支払者の名称・所在地（事務連絡先）も記入して提出してください。

### 【退職等による未徴収税額の一括徴収について】

納税義務者が退職等により特別徴収されなくなった場合、残りの市民税・県民税は納税義務者が直接個人で納めていただくこと（普通徴収に切り換え）になりますが、本人の申し出があれば、最終の給与と退職金が残りの税額を超える場合には、その残りを一括して徴収し、退職月の翌月 10 日までに他の納税義務者の月割額と合わせて納入してください。

なお、提出していただく異動届出書には一括徴収したこと、一括徴収した税額を何月分で納入していただけるかを記入してください。

また、1月1日から4月30日までの間に退職する納税義務者については、残りの税額を超える給与と退職金が支払われる際には、納税義務者本人の申し出の有無にかかわらず一括徴収し納入してください。

一括徴収の制度は、特別徴収義務者が退職されたときの納税の便宜のため設けられたものですので、できるだけ一括徴収してくださるようご配慮をお願いします。

### 【退職等によって未徴収税額を普通徴収に切り換える場合】

納税義務者が退職等により特別徴収されなくなり、かつ一括徴収により残りの税額を納入されない場合は、提出していただく異動届出書の「普通徴収」及び「一括徴収されない理由」のところに丸印を記入し提出してください。

※納税義務者が会社の寮等、住民登録地以外の市町村に居住している場合、退職後の新住所または住民票上の住所を本人にお尋ねのうえ、提出していただく異動届出書にご記入くださるようお願いします。



# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎必ずご記入ください。

大和郡山市長 様  年 月 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒			特別徴収義務者 指定番号	宛名番号		1.現年度	2.新年度	3.両年度
		名称				個人番号又は 法人番号					
		代表者の 職氏名				担当者	課・係				
						氏名					
						電話					
給与所得者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	○印をしてください		1月1日以降 退職時までの 給与支払額	
フリガナ	新							異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
氏名	姓										
生年月日	大・昭・平		年	月	日生	月分	月分	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. その他 ( )		1 特別徴収継続 (下記(A)欄へ)  2 一括徴収 (下記(B)欄へ)  3 普通徴収 (本人納付) (下記(B)欄へ)	
個人番号						月分	月分				
住所	(1月1日現在の住所…必ず記入をお願いします)									1月1日以降 退職時までの 給与支払額  円  控除社会保険料額  円	
	(転居後の住所)										

※退職者については、この異動届出書のほか給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。

(A) 特別徴収を継続する場合の記入欄(転勤等による特別徴収届出書) ▽新規の場合は○で囲んでください

◎転勤等により、新しい勤務先で特別徴収が継続される場合に必ずご記入ください。	新しい勤務先の 名称及び所在地	所在地	〒			特別徴収義務者 指定番号	新規
		フリガナ					
		名称				電話	担当: - -
						左記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済みです。	

(B) 一括徴収・普通徴収への切り換えを行う場合の記入欄

◎退職等により、残りの税額を一括して徴収する場合に必ずご記入ください。	理由	一括徴収する場合	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	一括徴収した税額は 月分で納付します。(翌月10日納期限)
	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。		月 日	円	円	市 処 理 欄  年度 月分以降 の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他
	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。					
◎退職等により、残りの税額を徴収できない場合に必ずご記入ください。	理由	一括徴収しない場合(普通徴収へ切り換え)				年度 月分以降 の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他
	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。					
	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職所得等の支払いがないため。					
	3 死亡による退職のため。					

注意事項

- この届出書は給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書と特別徴収にかかる給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払いを受けなくなった月の属する月の翌月10日までに1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村長に提出してください。
- 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時まで給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
- 転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、中段(A)欄(転勤等による特別徴収届出書)の事柄を記入し、提出してください。
- 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

## 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

大和郡山市長 様	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号							
		名称											連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係						
		法人番号																氏名		
		代表者の 職氏名												電話	(      )					
年 月 日																				

変更事由 (番号を○で囲んでください)	1. 本店移転登記	2. 送付先変更 (本店移転登記はしないが 特別徴収事務取扱先の住所が変更)	3. 社名変更	4. 合併・営業譲渡 (※4, 5については備考欄も記入してください)	5. その他
------------------------	-----------	--	---------	--	--------

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所在地 (住所)	〒	〒
フリガナ		
方 書		
フリガナ		
名 称		
電話番号	—                      —	—                      —
変更年月日	年    月    日	登記上の本所在地
備 考	※合併・営業譲渡等の場合は詳細を記載してください。 (例 株式会社AとB株式会社が合併し、株式会社Cとなる。存続会社はA。 など)	

◎所在地・方書・名称には誤読をさけるため必ずフリガナを記入してください。

<入力年月日    年    月    日>

(この用紙は控ですから貴社(所)で保存してください。)

## ③ 指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、  
下記郵便局等を、当市の市民税・県民税特別徴  
収の納入取扱機関に指定します。

年 月 日

様

大和郡山市長  
(公印省略)

記

所 在 地	郵 便 局 等 名 称

※ お 願 い

- ◎ 上の各欄に貴社(所)の納入に便利な郵便局等  
の所在地、名称を記入のうえ、「指定通知書」を  
納入の際郵便局等へ提出してください。

## 指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に  
基づいて、当市の市民税・県民税(特別徴収  
税額)取扱機関に指定しましたので通知します。

1. 承認番号 貯金2第222号
2. 口座番号 00950-1-960071番
3. 加入者の名称 大和郡山市会計管理者
4. 取りまとめ局 大阪貯金事務センター

年 月 日

ゆうちょ銀行

本・支店長様  
郵便局長様

大和郡山市長  
(公印省略)